

隠岐水産高等学校魅力化コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「隠岐水産高等学校魅力化コンソーシアム（以下「コンソーシアムという。」）とする。

(目的)

第2条 隠岐水産高等学校に在籍する生徒の生活圏域である地域（以下「地域」という。）において、水産・海洋教育をとおして、子どもたちにどのように育てほしいのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、卒業生会、後援会、地域行政機関など地域の多様な関係者と高校の関係者とが主体的・創造的な対話を行いながら隠岐水産高等学校の学校教育をより良いものにしていくことを目的とする。

(協働事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の協働事業を行う。

- 一 生徒や保護者、教職員にとって魅力的な学校づくりに関すること
- 二 隠岐水産高等学校と地域との協働活動に関すること
- 三 隠岐水産高等学校の魅力についての情報発信に関すること
- 四 コンソーシアムの持続的発展のための仕組みづくりに関すること

(組織)

第4条 コンソーシアムは隠岐水産高等学校と別表1に掲げる地域との協働活動に関わる団体等により構成される。

- 2 コンソーシアムには役員会を置くこととし、役員会は10人以内で組織する。
- 3 コンソーシアムには連絡調整を行う事務局を置く。

(役員会)

第5条 役員会の役員は校長が委嘱する。

- 2 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長、副会長及び事務局長)

第6条 役員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その職務を代理する。
- 4 必要に応じて専門部会（分科会）を設けることができ、役員が所属するとともに、別途、部員を置くことができる。
- 5 会長は事務局員より事務局長を選任する。

(役員会の会議)

- 第7条** 役員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。
- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
 - 3 会議は、役員半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 4 役員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。
 - 5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - 6 やむを得ない事由（感染症対策等）により会を開催できない場合は書面により議決を行う場合もある

(役員会における承認等)

- 第8条** 会長は、第3条に掲げる協働事業について役員会の承認を得るものとする。

(事務局)

- 第9条** 隠岐水産高等学校に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(補足)

- 第10条** この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の協議により別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和2年4月20日より施行する。